

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要

令和 6 年 2 月
地方創生推進事務局

1 改正の趣旨

「令和 6 年度税制改正の大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号。以下「規則」という。）の一部を改正する内閣府令を定めるもの。

2 内容

（１）地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る改正

①特定業務施設に該当する事務所に関する範囲の拡大に伴う改正

地方における雇用の創出を図るために、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 5 条第 4 項第 5 号に規定する特定業務施設を新設又は増設した認定事業者は課税の特例等が適用されるところ、特定業務施設に該当する施設として、規則第 8 条第 1 号に定める事務所について、以下の部門のために使用される事務所を加える。

- ・商業事業部門（専ら事業所内において電話やオンラインツールを活用して行われる営業・購買業務を行う部門に限る。）
- ・サービス事業部門（調査企画、情報処理、研究開発、国際事業その他管理の業務の受託に関する業務を行う部門に限る。）

②移転型事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の転勤者要件の緩和に伴う改正

法第 5 条第 4 項第 5 号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業のうち、特定業務施設を移転して整備する事業である法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する移転型事業について、規則第 33 条第 2 号に定める転勤者要件のうち、同号における転勤者の移転期間を「特定業務施設を事業の用に供する日の属する年又は事業年度」から「特定業務施設を事業の用に供する日から同日以後 1 年を経過する日までの間」に変更する。

（２）特定地域再生事業を行う株式会社に係る確認手続の見直し

法第 5 条第 4 項第 4 号に規定する特定地域再生事業のうち同号ロの事業を行う株式会社に係る株式を、払込みにより個人が取得したことに係る確認手続について、手続の簡素化の観点から以下の見直しを行う。

- ①別記様式第 11（法第 16 条に係る確認申請書）を見直し、株式の払込みを行った個人ごとの確認申請書の作成を不要とする。
- ②規則第 26 条第 2 項第 2 号に規定する確認申請書の添付書類のうち、以下の書類を不要とする。
 - ・株式の発行を決議した書類
 - ・個人が取得した株式についての株式申込証

※上記の改正のほか、所要の規定の整備を行う。

3 公布日・施行日（予定）

公布日：令和 6 年 3 月 29 日 施行日：令和 6 年 4 月 1 日